



1 国民年金〈みんなが はいる 年金〉

しゅるい 1-2 種類

(1) 老齢基礎年金

65歳から もらうことが できます。10年以上、保険料〈年金保険の お金〉を はらった人が もらうことが できます。10年の 中に 免除期間〈お金を はらわなくていい 間〉と「合算対象期間」も かぞえます。「合算対象期間」は 1961年5月1日より あとに 日本国籍か 永住許可を もらった人が それらを もらう前の 20歳から 60歳までで 外国に いた 間 です。

(2) 障害基礎年金

障害者になったときに もらうことが できます。国民年金に はいっている 間に 障害者になった 原因の 病気や けがを 医者に みてもらった人が もらうことが できます。20歳までに 障害者になった 人も もらうことが できます(給料が 一年に 3,604,000円より 多い人は もらうことが できません)。国民年金の お金を はらっていない人は もらうことが できないかもしれません。

(3) 遺族基礎年金

生活するために ひつような 給料を もらっていた人が 死んだあと、その 家族が もらうことが できます。死んだ人が 保険料を 決めた 間 はらっていたら もらうことが できます。子どもが 18歳になるまで もらうことが できます。子どもに 障害が あるときは その子どもが 20歳になるまで もらうことが できます。



1 国民年金<みんなが はいる 年金>

(4) 脱退一時金<年金保険をやめるときに もらう お金>

日本人ではない人が 国民年金や 厚生年金保険をやめるとき お金を もらうことができます。

「脱退一時金」といいます。もらうことができる人については 下の 表をみて ください。

もらうことができる人	出す書類	ほかに 出すもの
<p>国民年金や 厚生年金の 保険料を 6か月から 9年11 月まで はらった人</p> <p>※日本から 外国へ 行ってから、2年以内に 書類を出してください。</p>	<p>脱退一時金裁定 請求書(国民年金/厚生年金保険)</p>	<p>1 パスポートの コピー (最後に 日本から 出た日、名前、うまれた日、国籍、サイン、在留資格が 書いてあるところ)</p> <p>2 銀行、支店名、支店の 住所、口座番号、本人の 口座名義が わかるもの (銀行が 出した 証明書。または、「銀行の 口座証明印」に 銀行の いんかん(はんこ)を もらったもの)</p> <p>3 年金手帳</p>

にほんねんきんきこう
日本年金機構より

もらうことができる お金は、はらった 保険料の 25%から 50%までです。

10年以上 国民年金や 厚生年金保険の 保険料を はらった人は 自分の 国へ 帰っても 65歳から

日本の 年金を もらうことができます。そのため 脱退一時金を もらうことが できません。

脱退一時金を もらうことは それまでの 年金を やめることです。脱退一時金を もらうかどうか、よく かんがえて ください。

くわしいことは 年金事務所で 聞いて ください。